

- 4 図書室での学習は、図書室利用規程に従い、室内での規律を守り、他の生徒の迷惑にならないようにすること。

(校舎、校具の愛護)

- 第 19 条 校舎、校具の保全愛護を心がけ、もしあやまって破損又は紛失した場合はただちにホームルーム担任又は関係職員に報告し指示に従うこと。
- 2 校具、施設は丁重に扱い使用後の整理整頓を確実にすること。

(清掃美化)

- 第 20 条 校内及び校地周辺は常に整理整頓を保持し、毎日の清掃は誠意をもって行うこと。
- 2 掃除当番の生徒は開始時及び終了時に、必ず担当教員に報告すること。

(校内での服装)

- 第 21 条 校舎内では特別の許可又は指示ある場合を除き、ジャンパー、オーバー、コート、マフラー、手袋等を着用してはならない。
- 2 やむを得ない事由により定められた服装をすることができない場合は事前に異装届を提出し許可を得ること。

(所持品)

- 第 22 条 必要のない物品や多額の金銭、貴重品の所持はさけること。
- 第 23 条 学校内で所持品を遺失したり又は他人の物品を拾得した場合は速やかにホームルーム担任又は生徒指導部に届けること。

(校内の掲示)

- 第 24 条 校舎内での掲示、伝達、宣伝などを行う場合は必ず事前に関係教師を通じて生徒指導部に届け出てその指示の下で行うこと。
- 2 一定期間掲示した後は掲示責任者がこれを除去する。

(食事時間)

- 第 25 条 食事はホームルームにおいて所定の時間に行うこと。

(防火の保全)

- 第 26 条 防災規程に従い、火気の取り扱いには十分注意すること。
- 2 火気使用にあたって必ず許可を得ること。

(非常時)

- 第 27 条 学校に非常事態が発生したときは関係職員の指示に従い、沈着、冷静、且つ敏速に行動すること。

(携帯電話)

- 第 28 条 校内での携帯電話の使用は、昼休みと放課後を除き一切禁止とする。
- 2 携帯電話は自己で管理すること。

第 3 編 校外生活に関する規程

第 1 章 校外生活

(団体への加入、集会等への参加)

- 第 29 条 校外への各種団体に加入する場合、またその主催する行事などに参加しようとするときはホームルーム担任を経て生徒指導部に届け出て許可を得ること。
- 2 学校を代表する諸行事及び会合に参加、出席する場合は服装、言動などに十分留意すること。

(外出の制限)

- 第 30 条 外出する場合は必ず保護者に行き先、帰宅時間を告げ、その了解を得ること。
- 2 夜間外出は避けること。やむを得ない場合でも午後 9 時までには帰宅すること。但し、特別の場合（お盆、神社祭、正月等）は午後 10 時までとする。
 - 3 夜間の一人歩きは慎むこと。
 - 4 外泊はしないこと。やむを得ず外泊をしなければならないときは必ず保護者の了解を得ること。
 - 5 保護者及び保護者が認めた成人以外の車には同乗しないこと。

(飲食店への出入許可)

- 第 31 条 飲食店では他の客の迷惑になるような行為は慎むこと。
- 2 酒類を供することを主とする飲食店及びパチンコ、ゲームセンター等の店には出入りしないこと。
 - 3 協力店は下記の通りである。利用時間（午後 8 時）を守ること。（特別の場合は午後 9 時）
丸忠、JUN、どん、ダルマヤ、かどや食堂

(下宿生等の心得)

- 第 32 条 下宿、間借をする場合は保護者の同意の上、事前にホームルーム担任へ届け出ること。
- 2 下宿、間借の生徒は特に規律ある生活に心がけ、友人のたまり場にしたり泊めたりしないこと。

(アルバイトの許可)

- 第 33 条 アルバイトについては保護者の責任においてアルバイト許可願を学校に提出し許可をうけてから行うこと。
- 2 アルバイトが認められる日は次のとおりである。長期休業中、土・日曜の休業日、祝祭日、その他の休業日、3 年生の家庭学習期間。

- 3 新聞配達や期間を限定する地場産業等については生徒指導部で審議の上、許可する。
- 4 次の各号に該当するアルバイトについては許可しない。
 - (1) 危険を伴う仕事。
 - (2) 深夜（午後8時から午前5時まで）の仕事。
 - (3) 酒類がその営業の中心の飲食店の仕事。
 - (4) その他高校生のアルバイトとしてふさわしくない仕事。
- 5 次の各号に該当する場合、土・日曜の休業日、祝祭日、その他の休業日についてのアルバイトは認めない。
 - (1) 成績が不振なもの。
 - (2) 出席が良好でないもの。
- 6 特別指導中のアルバイトは認めない。
- 7 試験7日前及び試験期間中のアルバイトは禁止する。
- 8 アルバイトに際してはいかなる理由があろうとも、授業、SHR、補習、掃除等の学校の事情を常に優先すること。アルバイトを理由にこれらのことに支障をきたした場合は、現在行っているアルバイトについてはやめさせる。
- 9 無許可でアルバイトをしたことが発覚した場合は、特別指導をする場合がある。
- 10 親元を離れて行うアルバイトの場合は生徒指導部で審議の上、許可する。

第2章 交通安全

（交通道德の遵守）

- 第34条 交通法規を守り事故防止に心がけること。登下校の際はもちろん、下校後においても交通事故防止のため、積極的に協力する。
- 2 無免許運転は厳禁とする。

（運転免許の取得）

- 第35条 車両運転免許の取得は原則として認めない。但し、3学年の後期中間考査最終日より許可する。
- 2 車両の運転免許の取得に関しては次の条件を満たしていることが必要であり、ホームルーム担任に届け出て、学校の許可を得てから諸手続を行う。
 - (1) 本人が保護者と説明会に参加し同意を得ること。
 - (2) 本人が特別指導期間でないこと。
 - (3) 学習面で卒業に支障がないこと。
 - (4) 学校の諸経費が未納でないこと。
 - 3 車両運転免許を取得した場合は免許証を速やかに学校に提出しなければならない。在学中の車両の運転は認めない。

（自転車の利用）

- 第36条 自転車を登下校又はその他の外出で利用する場合は、交通法規を守り、正し

い運転を心がけること。

- 2 通学に利用する場合は事前に届け出て許可を得ること。
- 3 冬期間は禁止とする。

(歩行者としての心得)

第 37 条 歩道の通行においては、交通法規を正しく守り、交通事故には十分気を付けること。

(乗車マナー)

第 38 条 交通機関を利用する場合には車内及び待合場での言動に注意し他の乗客に迷惑にならないように心がけること。

第 4 編 その他生活全般について

第 1 章 交友関係について

(生徒間の交友)

第 39 条 生徒間の交友は明朗にして自覚と責任ある行動をとること。

第 2 章 飲酒、喫煙、薬物、暴力等の禁止

(飲酒、喫煙、薬物の禁止)

第 40 条 校内外を問わず、いかなる場所においても飲酒、喫煙をすることを禁ずる。また理由の如何を問わず薬物の使用は禁止とする。

(暴力行為の禁止)

第 41 条 理由の如何を問わず暴力を行使してはならない。

第 3 章 その他の遵守事項

(禁止事項の遵守)

第 42 条 本心得に定める禁止事項は勿論、その生徒の本分に反する行為をしてはならない。

- 2 42 条、43 条の行為を目撃した場合は、直ちに止めるように忠告すること。又、その場に同席し誤解を招くような態度をとってはならない。

(事故の報告)

第 43 条 各種の事故の当事者及び目撃者は直ちに学校に連絡すること。

(諸届一覧表)

第 44 条 出席停止、休、転、退学以外の諸手続きは別表に示した一覧表による。